6　自動車税

⑴　令和八年四月一日に自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備を行う。（第二章第八節関係）

⑵　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置について、次のとおり延長する。（附則第十二条の三関係）

イ　環境負荷の少ない自動車

令和八年度及び令和九年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね百分の七十五を軽減する特例措置を講ずる。

ロ　環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね百分の十五（バス及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずる。

⑴　ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

⑵　軽油自動車その他の⑴に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

7　固定資産税及び都市計画税

⑴　免税点について、家屋にあっては三十万円（改正前は二十万円）に、償却資産にあっては百八十万円（改正前は百五十万円）に引き上げる。（第三百五十一条関係）

⑵　令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部について、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。（附則第十六条の三関係）

⑶　令和五年度に係る賦課期日において令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者（以下「令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合には、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定の被災住宅用地の全部又は一部のうち家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。（附則第十六条の三関係）

⑷　令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税についても各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額について納付する義務を負うものとする。（附則第十六条の三関係）

⑸　仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地等である場合において、当該被災住宅用地等につき登記簿等に所有者として登記等がされている当該被災住宅用地等の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該仮換地等を令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地等とみなして、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。（附則第十六条の三関係）

⑹　物資の流通の効率化に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。（附則第十五条関係）

イ　対象を物資の流通の効率化に関する法律に規定する認定貨物自動車中継輸送事業者等が認定貨物自動車中継輸送実施計画に基づき実施する貨物自動車中継輸送事業の用に供するために新設し、又は増設した一定の特定貨物自動車中継輸送施設及び当該特定貨物自動車中継輸送施設に附属する一定の構築物とする。

ロ　イに掲げる一定の特定貨物自動車中継輸送施設について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の五年度間は価格の二分の一の額とし、イに掲げる一定の構築物について、固定資産税の課税標準を最初の五年度間は価格の四分の三の額とする。

⑺　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（附則第十五条関係）

イ　対象を一定の家屋及び償却資産のうち都市再生特別措置法に規定する公共施設その他一定のものの用に供するものとする。

ロ　事業区域の全部又は一部が都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にある認定事業にあっては一定のものに限定する。

⑻　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（附則第十五条関係）

イ　次に掲げる設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては二分の一）を乗じて得た額とする。

⑴　太陽光発電設備のうち、一定のもの

⑵　水力発電設備のうち、一定の規模未満のもの

⑶　地熱発電設備のうち、一定の規模以上のもの

⑷　バイオマス発電設備のうち、一定の規模未満のもの

ロ　風力発電設備のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては五分の三）を乗じて得た額とする。

ハ　次に掲げる設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の二）を乗じて得た額とする。

⑴　風力発電設備のうち、次のいずれかに該当するもの

a　港湾法の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同法に規定する港湾区域内水域等において設置した設備